

名古屋市農業委員会 令和3年第4回総会 議 事 録

- 開催日時 令和3年4月20日（火） 開始：午後2時00分、終了：午後2時42分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	15 人
定 足 数	8 人	出 席 数	10 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）7人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 事務局職員の紹介

(3) 議案審議

第23号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第24号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第25号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第26号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願
について

第27号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第28号議案 農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

第29号議案 令和3年度事業計画について

(4) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②農地の賃借料情報の提供について

(5) その他

(6) 閉会

令和3年第4回総会 委員出欠状況

出席農業委員（10名）

		2番	成田秋義 委員
		4番	近藤正俊 委員
5番	坂野文明 委員	6番	石田正彦 委員
		8番	箕浦基伸 委員
9番	布目已佐子 委員		
11番	横井昭男 委員	12番	岩田公雄 委員
15番	安井勝春 委員	16番	横井庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（6名）

17番	森國晃 委員		
21番	大島誠 委員	22番	伊藤正幸 委員
		24番	横井愼一 委員
25番	木村正男 委員		
27番	服部勇夫 委員		

令和 3 年第 4 回総会（令和 3 年 4 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 3 年第 4 回総会を始めさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 3 年第 4 回総会を開会いたします。 今日からをもちまして、令和 3 年度の新しい年度が始まったわけでございます。 地方自治法の 202 条の 2 の第 4 項におきまして、農業委員会は別に法律の定めるところにより、農地等の利用関係の調整、農地の交換、分合、その他、農地に関する事務を執行すると規定されております。地方自治法上、設置が義務付けられている委員会でございます。 また、地方公務員法によって、農業委員の身分は、特別職となっております。ある一定量品位をもって、農地に関する事務の執行を行うことを目的としているわけでございますので、十二分にその任務を心において行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 23 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 29 号議案「令和 3 年度事業計画について」までの 7 議案の審議を行います。また、報告事項を 2 件予定しております。議事

の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。

限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 15 人中 10 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 6 人のご出席でございます。

なお、総会の出席人数につきましては、現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、半数に分けての出席としているところです。時期を見て、元の体制に戻すこととしますので、当面の間は半数での出席を継続させますこと、ご了承ください。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、安井勝春委員及び横井昭男委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

それでは、次第 2 の「事務局職員の紹介」に移ります。

この 4 月の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員に一部異動がありましたので、事務局から紹介させていただきます。願

いいいたします。

農政課長

それでは、事務局の職員を紹介させていただきます。

お手元の資料、職員名簿の名前の左側に丸がついているのが、新しく就任した職員でございます。

まず始めに、農業委員会事務局長でございます。

続きまして、事務局次長でございます。

続きまして、事務局農政課農政係長でございます。

続きまして、事務局農政課主査でございます。

地区農政の課長の紹介に移らせていただきます。まず、西部・守山農政課長でございます。

続きまして、中川農政課長でございます。

また、本日は時間の都合上、紹介を割愛いたしますが、緑政土木局の職員を含めて他に 5 名の新任職員が就任いたしました。今までの職員同様、今後とも、よろしくお願い申し上げます。

ちなみに、裏面にも役職名がございます。こちらが新しく代わった職員の名前ということになっておりますので、お見知りおきをいただければと思います。以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 23 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

本議案は、布目委員ご本人に関する案件となります。農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する「議事参与の制限」のため、布目委員はこの案件の審議には参与できません。また、本議案審議中のご発言は控えていただきますようお願いいたします。

なお、前回までの任期においては、議事参与の制限の取り扱いとして、関係委員の退室をお願いしておりましたが、今後は退室は求めず、ただし、議事への参加ができないという取り扱いとしましたので、補足いたします。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 3-6 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課
長

受付番号 3-6 の農地につきまして、担当委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。

本件は、譲渡人が営農規模縮小のため、本農地の売却を希望され、一方譲受人の 2 名が営農規模拡大のため、持分を 2 分の 1 ずつ均等に按分し、本農地を取得することを希望しています。

申請地である中川区大当郎三丁目の 2 筆の畑は、耕作準備中です。

また、譲受人世帯の所有地は、全て良好に管理されており、申請地についても、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。

	本件につきましては、許可することについて、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 23 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 23 号議案の案件は、許可することといたします。 次に、第 24 号議案、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-5 及び 4-6 について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号 4-5 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、4 月 2 日に調査した結果を報告します。 一時転用の内容は、「田んぼアート」の観察台を、会場の隣接地で、現在休耕中の港区西茶屋三丁目の 1 筆の畑に設置するものです。 申請地は農用地ではありますが、当該施設は、仮設構造物で、他に適当な土地がなく、所有者の同意もあり、利用許可期限後は、農地に復元する旨を確認しております。

また、茶屋新田土地改良区の同意書があることや、借受人は、資金力・信用力があること、開発許可に関しては必要ない旨を確認していることから、当該事業が確実に遂行されるものと考えられます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

続きまして、受付番号 4-6 につきまして、担当委員及び事務局職員とで、4 月 2 日に、調査した結果をご報告します。

転用の内容は分家住宅を建設し、使用貸借権を設定するものです。借受人は現在、市営住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、自己住宅の建築を考えるようになりました。両親の農作業の手伝いのできる土地で選定するも適地がなく、貸出人である父の土地に建設することとなり、今回の申請に及んだものです。

申請に係る農地、港区藤高一丁目の 1 筆は、農地区分が 3 種農地の畑で、転用許可するに問題ないと判断できる農地です。

申請地の状況は畑で、休耕中でした。その周囲の状況は、東と西側は宅地と畑、南側は道路、北側は水路となっており、藤高土地改良区から排水同意書もあり、周辺農地への被害の防除には配慮するとのことでした。

また、藤高土地改良区の意見書があることや、借受人は、資金調達に必要な資力・信用があること、住宅都市局開発審査係にも事前に相談していることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。
	特にないようです。それでは、第 24 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 24 号議案の案件は許可することといたします。
	次に、第 25 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。
	それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-19 及び 1-20 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	受付番号 1-19 及び 1-20 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、4 月 2 日と 5 日の両日に、現地調査した結果を報告します。
	受付番号 1-19 願い出の農地の、緑区桶狭間神明の 1 筆には、ミカンなどが栽培され、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。
	受付番号 1-20 願い出の農地の、南区南野二丁目の 2 筆には、タマネギなどが栽培され、同 2 筆は、耕起され、耕作準備中でした。
	いずれも、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

	以上2件につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号2-20及び2-21について、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山農政課長	受付番号2-20及び2-21の農地について、4月2日、5日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。 受付番号2-20は2筆とも畑で、吉根一丁目の1筆は柿、梅等が作付けしてあり、吉根南の1筆はさつまいも、ナスが収穫済みでした。申請者の父がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。 受付番号2-21は6筆ともすべて田で、耕作準備中でした。申請者の父がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
成田委員	2-20について、瑞穂区から守山へ行かれるんですけど、そこら辺のところは、確認はいいですね。管理はできますかね。
西部・守山農政課長	これについては、現状確認も含めて、今後ともしっかり把握に努めてまいりたいと存じます。
成田委員	お願いします。

議長（会長）	その他、何かございますでしょうか。他にないようです。それでは、第 25 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 25 号議案の案件は証明することといたします。
	次に、第 26 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。
	それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-53 から 1-55 までについて、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	受付番号 1-53 から 1-55 までの農地について、担当委員さんと事務局職員で、4 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。
	受付番号 1-53 の、名東区陸前町の 2 筆には、一体で、梅やミカンなどが、受付番号 1-54 の、緑区桶狭間巻山の 3 筆には、一体で、ミカンのほか、タマネギなどが、受付番号 1-55、緑区徳重一丁目の 2 筆には、一体で、タマネギなどが、栽培されていました。
	いずれも、畑や果樹畑として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。
	何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-39 及び 2-40 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山農政課長	受付番号 2-39 及び 2-40 の農地について、4 月 5 日に担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。 受付番号 2-39 は 2 筆とも畑で、タマネギ、サトイモ、ネギ等が作付けされていました。 受付番号 2-40 は 2 筆とも畑で、にんにく、ネギ、スナックエンドウ等が作付けされていました。 いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-40 及び 3-41 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-40 及び 3-41 の農地について、担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果を報告します。 受付番号 3-40 の中川区大当郎三丁目の 2 筆の畑には枝豆、タマネギ、同 2 筆の畑には枝豆、パセリが作付けされており、良好に管理されていました。 受付番号 3-41 の中川区富田町大字榎津字袋尻の 1 筆の畑は、耕作準備中であり、良好に管理されていました。 証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-36 及び 4-37 について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号 4-36 及び 4-37 の農地につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、4 月 2 日と 5 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-36 の 1 筆は、畑で、ネギ、エンドウ、タマネギが作付けされており、農地として良好に管理されておりました。 また、受付番号 4-37 の 2 筆は、田で、水稻作付準備中であり、農地として良好に管理されておりました。 なお、この土地の所有者が、それぞれ農業経営をしてきたことは申請時に事務局において確認しています。 以上のことから、引き続き農業経営されていることを確認しました。 調査の結果、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 26 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。

議長（会長）	ご異議なしと認め、第 26 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 27 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 3-3 及び 3-4 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-3 及び 3-4 の農地について、担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。 受付番号 3-3 については、現在農園用地として貸付けされており、市民農園として利用されています。 申請地の中川区元中野町三丁目の 2 筆の畑は、利用者によりエンドウ、ジャガイモ、ほうれん草、ネギ、にんにく、ニンジンなどが作付けされ、良好に管理されていました。 これらの農地の被相続人が亡くなられ、相続人が引き続き農業経営を行うとのことです。 受付番号 3-4 の中川区一色新町二丁目の 2 筆の畑はネギ、ほうれん草、カブ、一色新町二丁目の 1 筆の畑はじゃがいも、江松一丁目の 1 筆、江松五丁目の 2 筆の畑はエンドウ、タマネギ、江松一丁目の 2 筆の畑はタマネギ、キャベツ、そら豆、江松四丁目の 2 筆の田は耕作準備中、江松西町の 1 筆の畑はミツバが作付けされ、良好に管理されていました。 これらの農地の被相続人が亡くなられ、相続人が引き続き農業経営を行うとのことです。

	証明することにつき、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 27 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 27 号議案の案件は証明いたします。 次に、第 28 号議案、農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について審議を行います。 この議案は、認定就農者から利用権設定の申し出があったものでございます。申し出について、事業の実施が必要であると認め、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、名古屋市長に対して農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することを審議いたします。 審議のポイントについては、配付資料①をご覧ください。 農業委員会が審査する事項は、通常の利用権設定の場合と同様に、農用地利用集積計画の内容が、表の左側の要件に該当するかどうかであります。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。10 ページの第 1 号について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課
長

第 1 号の農地について、担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果を報告します。

本件は、借受人が既に「名古屋市農地バンク制度」を利用して利用権の設定を受ける者として平成 30 年 6 月 11 日から 3 年間承認を受けており、今後も引き続き申出地で米、唐辛子、野崎白菜、タマネギ、じゃがいもを栽培していきたいと希望され、所有者との間で合意に至り、利用権の更新の申出がなされたものです。

申出地である中川区江松西町の 1 筆の畑は、耕作準備中で良好に管理されています。また借受人が現在耕作している土地も、全て良好に管理されており、申出地についても、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。

今回の申出について、使用貸借契約における利用権の存続期間や有益費の償還などについても、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

以上のことから、この利用権設定により、引き続き農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第 28 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。9 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき農用地について利用権の設定を受けた

い旨の申し出があり、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めたため、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、次のとおり農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるべきことを要請します。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 28 号議案について、案のとおり要請してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 28 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて要請いたします。

次に、第 29 号議案、令和 3 年度事業計画について、です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

農政係長

それでは、第 29 号議案についてご説明いたします。

なお、第 29 号議案はお持ち帰りいただけるよう別になっております。

はじめに、令和 2 年度の事業内容について報告をさせていただきます。右肩に参考と書いてありますホチキス止めの資料をご覧ください。

「1 総会」でございます。14 ページから、16 ページにかけて総会の開催状況をお示ししております。議案等につきましてはご覧のとおりでございます。

(2) をご覧ください。総会における「議案の審議件数」で
ございます。17 ページにかけて、議案の事項ごとに、件数をお
示しいたしました。

(3) につきましては、届出などの処理報告につきまして、
事項ごとに件数をお示しいたしました。

次に、「2 意見の提出」でございます。

市長始め、関係の各行政機関、団体に対しまして、農業委員
会として意見を提出いたしました。

次に、18 ページをご覧ください。「3 運営委員会」でござい
ます。

開催状況について、お示しいたしました。

「4 研修」は、新任農業委員等研修を開催いたしました。
なお、令和 3 年 2 月に予定されていた農業者との意見交換に
ついては、新型コロナウイルスの影響により、中止とさせてい
ただきました。

最後に、「5 その他」でございます。

例年、全国農業委員会会長大会をはじめ、農業会議主催の会
議が開催されておりますが、令和 2 年度については新型コロナ
ウイルスの影響により、中止となりました。また、「女性の農
業委員会活動推進シンポジウム」については、リモートにより
開催されました。

以上が、令和 2 年度の事業報告でございます。

それでは、12 ページの事業計画（案）についてご説明いたし
ます。

まず、「1 総会」でございます。

総会につきましては、原則として毎月 20 日の開催としておりますが、5 月と 1 月については 25 日となっております。

場所については、こちらの西 12C 会議室で行います。

開催時刻は、午後 2 時で予定しておりますが、総会後に別の予定がある場合などは変更することがありますので、ご了承ください。

その他必要に応じて随時開催する可能性がありますので、ご承知おきください。

裏面をご覧ください。「2 意見の提出」でございます。

農業委員会の意見の提出につきましては、5 月の総会において、ご審議をいただいたうえで、市長等に提出する予定としております。

次に、「3 現地研修」でございます。

例年であれば、農地等の視察を予定しておりますが、詳細については未定とさせていただきます。新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえて、今後検討してまいります。

次に、「4 研修」でございます。

昨年度は新型コロナの影響で中止となってしまいましたが、例年通り、農業者との意見交換を 2 月頃に予定しております。

最後に、「5 その他」でございます。

全国農業会議所等の主催によるご覧の各種会議が予定されております。

以上が、令和 3 年度事業計画（案）でございます。新型コロナウイルスの影響により、色々と変更が出てくるかもしれませんが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご説明いただきましたが、何かご意見、ご質問等はございますか。
委員	特にないようです。それでは、第 29 号議案の事業計画については、案のとおり承認いただいてよろしいか、お諮りします。
議長（会長）	異議なし。 ありがとうございます。第 29 号議案の事業計画は承認されました。 本日予定しました議案は以上でございます。 続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和 3 年 3 月 2 日から令和 3 年 3 月 31 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。 まず、1 ページから 9 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 19 件 続いて、10 ページから 24 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出が 41 件 続いて、25 ページから 64 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 116 件

続いて、65 ページから 67 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 5 件

続いて、68 ページから 71 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 11 件

続いて、72 ページですが、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 3 件

続いて、73 ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明が 1 件

続いて、74 ページから 75 ページにかけまして、転用届出に係る訂正願が 7 件

続いて、76 ページですが、農地の転用事実に関する照会が 1 件

続いて、77 ページですが、農地改良届が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告（2）「農地の賃借料情報の提供」について、事務局より報告をお願いします。

農政係長

それでは、報告（2）の資料をご覧ください。

報告（２）は、農地法第 52 条に基づく、農業委員会による農地の賃借料の情報提供についてでございます。

裏面をご覧ください。

この取扱につきましては、「参考 1 賃借料の算定」に掲げているように、特殊な事例を除き、契約事例が 5 件以上無い場合、本市農業委員会としては情報提供を行わず、愛知県における賃借料水準を参考情報として提供することを、平成 25 年の総会で申し合わせしております。

令和 2 年 1 月から同年 12 月までに締結された事例は、利用権の賃貸借による 4 件にとどまりました。

従いまして、本市農業委員会として賃借料の情報提供は行わず、参考として愛知県の賃借料水準を本市ホームページにおいて公表することといたします。

以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にはないようです。

報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。

農政係長

右肩に配付資料②と書いてあるものをご覧ください。

令和 3 年度農政関係予算について参考に添付しております。また、農業委員会の規程の差し替えにつきまして、議案と同封させていただきました。

今後の総会の出席者につきまして、冒頭で会長からもありま

議長（会長）	したように、新型コロナの感染拡大状況を注視しながら、通常の全員出席の体制に戻すことを、今後の運営委員会で検討してまいります。以上でございます。 その他、何かありますでしょうか。 特にないようです。 それでは、以上をもちまして、令和３年第４回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。
--------	--

閉会（午後２時４２分）